佐世保市就学一時金貸付募集要項

就学一時金は品行方正、成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、就学資金を貸付け、もって教育の機会均等と有為な人材の育成を図ることを目的とします。

就学一時金は貸与であり、返還義務があります。将来返還の義務等に責任を持てる方のみ申請してください。

１　申請者の資格・・・・・ 次の要件をすべて備えていること。

（１）佐世保市に住所を有する者であること。

（２）その子女が来春４年制大学、短期大学、修業年限２年以上の専修学校専門課程（専門士、高度専門士の称号が付与される課程・学科に限る）に進学予定であり、成績良好、品行方正であること。

（３）学資調達が経済的に困難な状況にあること。

（４）本市就学一時金の返還に滞納がないこと。

２　申請に必要な書類

（１）佐世保市就学一時金貸付予約申請書（様式３）

（２）佐世保市就学一時金調書（様式４）・・・大学等進学者（子）分

※作成は出身高校にお願いしてください。

（３）所得に関する証明書等・・・同一世帯で収入のある方全員分

※令和７年分源泉徴収票の原本、確定申告書（第一表、第二表）の写し又は課税所得証明書

（４）住民票・・・全部（世帯分）を１通

※住民票の請求時には「本籍・筆頭者をのせる」及び「世帯主名とその続柄をのせる」にチェック☑してください。

（５）兄弟姉妹（同一生計）が、大学、短期大学、専修学校、高等学校等に在学している場合は、在学証明書もしくは学生証・生徒手帳等の写し。

（６）その他証明書等（Ｐ４参照）

※申請書中の性別選択については回答不要です。

※提出書類は、採否に関わらずお返しできません。

３　申請書提出期間　令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２８日（月）

４　募集人員　５名

５　貸付金額　　３５万円

６　選考及び貸付時期

（１）貸付予約採用結果は申請書及びその他提出書類に基づき、選考委員会の審議を経て決定します。（２月中に決定通知を送付予定）

（２）貸付は、貸付予約採用後に必要な書類（下記８のうち在学証明書以外）の提出を確認後、随時行います。

７　就学一時金の返還（無利子）・・・貸付を受けた月から１年を据置き１０年以内の期間に月賦、半年賦、年賦により貸付額全額を返還しなければなりません。ただし、返還金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

８　貸付予約採用後に必要な書類・・・貸付予約採用者には、就学一時金貸付予約採用者決定通知書送付後、以下の書類を提出していただきます。早期の貸付（銀行等振込）を予定しているため提出期限が非常に短くなっておりますのでご留意ください。

決定後期限内に提出していただかなければ、貸付辞退となることもあります。申請時での提出は不要ですが、印鑑登録証明書、在学証明書が必要となりますので、予めご準備いただくことをおすすめします。

（１）就学一時金貸付申請書兼借用証書（様式７の２）
※決定通知書に同封します。

（２）印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人２名分）
※連帯保証人：独立した別生計を営み、保証能力を有する方２名（うち１名は市内に住所を有する方）

（３）就学一時金返還明細書（様式７の３）※決定通知書に同封します。

（４）合格証明書（通知）の写し

（５）口座振込依頼書※決定通知書に同封します。

（１）～（５）提出期限（予定）：３月５日（金）

（６）在学証明書（進学先の学校から取り寄せてください）

（６）提出期限（予定）：４月２３日（金）

９　書類提出先　　佐世保市八幡町１番１０号
佐世保市教育委員会総務課庶務係
電話　（０９５６）２４－１１１１（内線３１０５）

申請書の記入について

申請書は、事実をありのまま具体的にご記入ください。もし、事実と異なったことを書いた場合、又は指示されたことを書いていない場合は、選考から除外又は採用を取り消されることがあります。

１　佐世保市就学一時金貸付予約申請書の記入について

（１）「申請者」欄には、進学者に資金を調達する方(保護者等)を記入してください。

（２）「進学者」欄には、今春４年制大学、短期大学、専修学校（修業年限２年以上）に進学する方を記入してください。

（３）同一生計の家族の欄には、同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている方全員について記入してください。また、所得の種類については、給与・給与外に区分し、該当するものを〇で囲んでください。

（給　与）俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、年金、恩給、賞与、専従者給与等によって得る収入。また、遺族年金、遺族扶助料、傷病手当金、生活保護法による扶助料等も給与として記入。

（給与外）自由業、外交員、税理士、大工、左官、行商、自由労務等によって得る収入（ただし、大工、左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている方は給与として記入）、また、利子、配当、家賃、地代、内職収入、親戚知人からの扶助等によって得る収入も給与外として記入。

（４）同一生計家族の就学者欄の学校名は令和8年12月の状況をご記入ください。

（５）「佐世保市奨学金の貸与の有無」については、申請者、子女が佐世保市奨学金、就学一時金を受けたことがある場合にご記入下さい。

（６）[特記事項]生活状況（健康状況）及び家庭の状況の欄には、特に記すべきものがある場合にご記入ください。（父子・母子家庭、家計収入の急変、長期療養者がいる世帯など）

２　所得の証明

（１）給与所得者がいる場合は、事業所発行の令和７年分の源泉徴収票の原本を、給与所得者以外は、令和７年分確定申告書（第一表、第二表）の写しを提出してください。自治体が発行する課税所得証明書でも対応可とします。

（２）職の異動等により、令和７年分の源泉徴収票が参考とならない場合は、勤務

先から給与月額証明書(本市様式)の作成を受け、提出してください。

（３）家族に年金、恩給を受給している方がいる場合は、令和６年分の源泉徴収票又は最新の振込通知書等の写しを提出してください。

（４）生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書又は保護決定通知書等の写しを提出してください。（金額の記載があるもの）

（５）家計支持者が無職の状態である時は、民生委員が発行する無職に関する証明を取り提出してください。

（６）失職等で収入の把握が困難である時は、１ヶ月の生活費申告書（本市様式）を作成し提出してください。

３　その他の証明書等

（１）同一生計の兄弟姉妹が、大学、短期大学、専修学校、高等学校等に在学している場合は、令和８年度の在学証明書もしくは学生証・生徒手帳等の写しを提出してください。

（２）主たる家計支持者が別居している場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払い領収書の写し（住所記載があるもの）を提出してください。

（３）同一生計者の中に身体障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証（要介護４・５）を所有している方がいる場合は、その手帳の写し又は介護保険被保険者証の写しを提出してください。

（４）同一生計者の中に６ヶ月以上にわたる長期療養者がいる場合は、６ヶ月以上の療養と分かる医師の証明書等を提出してください。

（５）火災・風水害・盗難等の被害を受けたために、将来長期（２年以上）にわたって困窮状況におかれると認められる場合は、被災証明書、り災証明書、盗難届出証明書等を提出してください。

※必要がある場合は、上記以外の証明等をご提出いただく場合があります。